

議第45号

呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市手数料条例の一部を改正する条例

呉市手数料条例（平成12年呉市条例第3号）の一部を次のように改正する。
 別表第6から別表第6の3までを次のように改める。

別表第6（第2条関係）

建築関係

手数料を徴収する事務		手数料の額	
		単位	金額
1 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）第6条第1項（法第87条第1項において「移転等」といって「移転等」という。）を準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等に係る確認の申請又は法第18条第2項（法第87条第1項の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等に係る計画の通知に対する審査（次項及び第3項に規定する審査を除く。）	建築物の床面積の合計（建築物の移転、大規模の修繕、大規模の模様替若しくは用途の変更（以下この項及び第5項において「移転等」といって「移転等」という。）をする場合又は確認を受けた計画に基づく建築物の建築等に変更して建築等を	(1) 30平方メートル以下のもの	1件につき 8,000円
		(2) 30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	1件につき 19,000円
		(3) 100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	1件につき 30,000円
		(4) 200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	1件につき 34,000円
		(5) 300平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	1件につき 35,000円
		(6) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件につき 49,000円
		(7) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき 68,000円
		(8) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	1件につき 200,000円

		方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの		0円
		(9) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	1件につき	330,000円
		(10) 50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	630,000円
2 前項に規定する建築物の床面積の合 審査（建築物エネ計 ルギー消費性能基 準等を定める省令 （平成28年経済 産業省・国土交通 省令第1号。以下 この表から別表第 6の3までにおい て「基準省令」と いう。）第1条第 1項第2号イ(2) 及び同号ロ(2)に 規定する基準（以 下この表及び別表 第6の3において 「仕様基準」とい う。）又は基準省 令第10条第2号 イ(2)及びロ(2) に規定する基準 （以下この表から 別表第6の3まで において「誘導仕 様基準」という。 ）に適合させる一戸建ての住宅		(1) 30平方メートル以下のもの	1件につき	15,000円
		(2) 30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	1件につき	33,000円
		(3) 100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	1件につき	44,000円
		(4) 200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	1件につき	49,000円
		(5) 300平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	1件につき	50,000円
		(6) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件につき	64,000円
		(7) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	1件につき	83,000円

に対する審査を要する場合に限る。)		のもの		
		(8) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	1件につき	215,000円
		(9) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	1件につき	345,000円
		(10) 50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	645,000円
3 第1項に規定する審査(仕様基準計又は誘導仕様基準に適合させる一戸建ての住宅以外の住宅に対する審査を要する場合に限る。)	建築物の床面積の場合	(1) 30平方メートル以下のもの	1件につき	19,000円
		(2) 30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	1件につき	44,000円
		(3) 100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	1件につき	55,000円
		(4) 200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	1件につき	59,000円
		(5) 300平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	1件につき	75,000円
		(6) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件につき	89,000円
		(7) 1,000平方メートルを超	1件につき	110,000円

		え 2, 000 平方メートル以下のもの		
		(8) 2, 000 平方メートルを超え 10, 000 平方メートル以下のもの	1 件につき	270, 000 円
		(9) 10, 000 平方メートルを超え 50, 000 平方メートル以下のもの	1 件につき	410, 000 円
		(10) 50, 000 平方メートルを超えるもの	1 件につき	710, 000 円
4 法第 87 条の 4 若しくは第 88 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により準用する法第 6 条第 1 項又は第 18 条第 2 項の規定に基づく建築設備若しくは工作物の確認の申請又は計画の通知に対する審査	(1) 建築設備を設置する場合（次号に掲げる場合を除く。）		1 件（昇降機（法第 87 条の 4 に規定する昇降機をいう。以下この表において同じ。）については 1 基）につき	20, 000 円 （小荷物専用の昇降機については 9, 000 円）
	(2) 確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合		1 件（昇降機については 1 基）につき	11, 000 円 （小荷物専用の昇降機については 6, 000 円）
	(3) 工作物を築造する場合（次号に掲げる場合を除く。）		1 件（昇降機については 1 基）につき	14, 000 円
	(4) 確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合		1 件（昇降機については 1 基）につき	8, 000 円
5 一戸建ての住宅に係る法第 7 条第 1 項の規定に基づく建築物（法第 7	建築物の床面積の合計（移転等をした場合は、当該移転等に係る部分の床面積の	(1) 30 平方メートル以下のもの	1 件につき	12, 000 円
		(2) 30 平方メートルを超え 10	1 件につき	17, 000 円

<p>条の3第4項の規定により中間検査を実施した建築物を除く。次項において同じ。)の完了検査の申請又は法第18条第20項の規定に基づく建築物(同条第29項の規定により中間検査を実施した建築物を除く。次項において同じ。)の工事完了の通知に対する審査</p>	<p>合計の2分の1とする。次項から第8項までにおいて同じ。)</p>	0平方メートル以下のもの		
		(3) 100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	1件につき	22,000円
		(4) 200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	1件につき	30,000円
		(5) 300平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	1件につき	32,000円
		(6) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件につき	49,000円
		(7) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき	65,000円
		(8) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	1件につき	147,000円
		(9) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	1件につき	227,000円
		(10) 50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	457,000円
		6 一戸建ての住宅以外の建築物に係計	建築物の床面積の合計	(1) 30平方メートル以下のもの

る法第7条第1項の規定に基づく建築物の完了検査の申請又は法第18条第20項の規定に基づく建築物の工事完了の通知に対する審査

(2) 30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	1件につき	19,000円
(3) 100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	1件につき	24,000円
(4) 200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	1件につき	31,000円
(5) 300平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	1件につき	38,000円
(6) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件につき	55,000円
(7) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき	71,000円
(8) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	1件につき	180,000円
(9) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	1件につき	250,000円
(10) 50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	470,000円

<p>7 一戸建ての住宅に係る法第7条第1項の規定に基づく建築物（法第7条の3第4項の規定により中間検査を実施した建築物に限る。次項において同じ。）の完了検査の申請又は法第18条第20項の規定に基づく建築物（同条第29項の規定により中間検査を実施した建築物に限る。次項において同じ。）の工事完了の通知に対する審査</p>	建築物の床面積の合計	(1) 30平方メートル以下のもの	1件につき	11,000円
	(2) 30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	1件につき	17,000円	
	(3) 100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	1件につき	20,000円	
	(4) 200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	1件につき	29,000円	
	(5) 300平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	1件につき	31,000円	
	(6) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件につき	47,000円	
	(7) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき	62,000円	
	(8) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	1件につき	138,000円	
	(9) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	1件につき	216,000円	
	(10) 50,000平方メートル以下のもの	1件につき	428,000円	

		平方メートルを 超えるもの		0円
8 一戸建ての住宅 以外の建築物に係計 る法第7条第1項 の規定に基づく建 築物の完了検査の 申請又は法第18 条第20項の規定 に基づく建築物の 工事完了の通知に 対する審査	建築物の床面積の合	(1) 30平方メー トル以下のもの	1件につき	15,000 円
		(2) 30平方メー トルを超え10 0平方メートル 以下のもの	1件につき	19,000 円
		(3) 100平方メ ートルを超え2 00平方メート ル以下のもの	1件につき	22,000 円
		(4) 200平方メ ートルを超え3 00平方メート ル以下のもの	1件につき	30,000 円
		(5) 300平方メ ートルを超え5 00平方メート ル以下のもの	1件につき	37,000 円
		(6) 500平方メ ートルを超え 1,000平方 メートル以下の もの	1件につき	53,000 円
		(7) 1,000平 方メートルを超 え2,000平 方メートル以下 のもの	1件につき	68,000 円
		(8) 2,000平 方メートルを超 え10,000 平方メートル以 下のもの	1件につき	170,00 0円
		(9) 10,000 平方メートルを 超え50,00 0平方メートル	1件につき	240,00 0円

		以下のもの		
		(10) 50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	450,000円
9 法第87条の4若しくは第88条第1項若しくは第2項の規定により準用する法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築設備若しくは工作物の完了検査の申請又は工事完了の通知に対する審査	(1) 建築設備を設置した場合		1件（昇降機については1基）につき	22,000円 (小荷物専用の昇降機については13,000円)
	(2) 工作物を築造した場合		1件（昇降機については1基）につき	15,000円
10 一戸建ての住宅に係る法第7条の3第1項の規定に基づく建築物の中間検査の申請又は法第18条第28項の規定に基づく建築物の特定工程終了の通知に対する審査	中間検査に係る部分の建築物の床面積の合計	(1) 30平方メートル以下のもの	1件につき	12,000円
		(2) 30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	1件につき	22,000円
		(3) 100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	1件につき	34,000円
		(4) 200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	1件につき	35,000円
		(5) 300平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	1件につき	37,000円
		(6) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件につき	44,000円

		(7) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき	60,000円
		(8) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	1件につき	135,000円
		(9) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	1件につき	205,000円
		(10) 50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	415,000円
11 一戸建ての住宅以外の住宅に係る法第7条の3第1項の規定に基づく建築物の中間検査の申請又は法第18条第28項の規定に基づく建築物の特定工程終了の通知に対する審査	中間検査に係る部分の建築物の床面積の合計	(1) 30平方メートル以下のもの	1件につき	20,000円
		(2) 30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	1件につき	27,000円
		(3) 100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	1件につき	39,000円
		(4) 200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	1件につき	40,000円
		(5) 300平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	1件につき	53,000円
		(6) 500平方メートルを超え1,000平方	1件につき	61,000円

		メートル以下のもの		
		(7) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき	77,000円
		(8) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	1件につき	200,000円
		(9) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	1件につき	290,000円
		(10) 50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	500,000円
12	法第7条の6第1項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において法第7条の6の規定を準用する場合の同条第1項第1号又は第2号を含む。）又は法第18条第38項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において法第18条の規定を準用する場合の同条第38項第1号又は第2号を含む。）に規定する検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査		1件につき	120,000円
13	法第43条第2項第1号の規定による接道規制の適用除外に係る認定の申請に対する審査		1件につき	27,000円
14	法第43条第2項第2号の規定による接道規制の適用除外に係る許可の申請に対する審査		1件につき	33,000円
15	法第44条第1項第2号に規定する道路内における公衆便所等の建築の許可の申請に対する審査		1件につき	33,000円
16	法第44条第1項第3号に規定する道路内における建築物の建築の認定の申請に対する審査		1件につき	27,000円
17	法第44条第1項第4号に規定する道路内における公共用歩廊等の建築の許可の申請に対する審査		1件につき	160,000円
18	法第47条ただし書の規定に基づく壁面線を越える建築		1件につき	160,000円

物等の建築の許可の申請に対する審査		0円
19 法第48条第1項ただし書, 第2項ただし書, 第3項ただし書, 第4項ただし書, 第5項ただし書, 第6項ただし書, 第7項ただし書, 第8項ただし書, 第9項ただし書, 第10項ただし書, 第11項ただし書, 第12項ただし書, 第13項ただし書又は第14項ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に基づく各用途地域における建築物等の用途の制限の特例に係る許可(次項及び第21項において「特例許可」という。)の申請に対する審査	1件につき	180,000円
20 法第48条第16項第1号の規定に基づく各用途地域における特例許可を受けた建築物の増築, 改築又は移転についての特例許可の申請に対する審査	1件につき	120,000円
21 法第48条第16項第2号の規定に基づく各用途地域における建築等の特例許可の申請に対する審査	1件につき	160,000円
22 法第51条ただし書(法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく都市計画区域内における特殊建築物等の敷地の位置の特例に係る許可の申請に対する審査	1件につき	160,000円
23 法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に係る特例の認定の申請に対する審査	1件につき	27,000円
24 法第52条第10項, 第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率の制限の特例に係る許可の申請に対する審査	1件につき	160,000円
25 法第53条第4項の規定に基づく隣地境界線から後退して壁面線の指定がある場合等の建築物の建蔽率の制限の特例に係る許可の申請に対する審査	1件につき	160,000円
26 法第53条第5項の規定に基づく壁面の位置が定められた場合等の建築物の建蔽率の緩和に係る許可の申請に対する審査	1件につき	160,000円
27 法第53条第6項第3号に規定する建築物の建蔽率の制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	1件につき	33,000円
28 法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さの制限の特例に係る認定の申請に対する審査	1件につき	27,000円
29 法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに係る特例の許可の申請に対する審査	1件につき	160,000円
30 法第55条第4項第1号又は第2号に規定する建築物の高さの制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	1件につき	160,000円
31 法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく日影によ	1件につき	160,000円

中高層の建築物の高さの制限の特例に係る許可の申請に対する審査		0円
32 法第57条第1項の規定に基づく高架の工作物内に設ける建築物の高さの制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1件につき	27,000円
33 法第59条第1項第3号に規定する高度利用地区内における建築物の容積率及び建蔽率並びに建築面積の特例に係る許可又は同条第4項の規定に基づく高度利用地区内における建築物の各部分の高さの制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	1件につき	160,000円
34 法第59条の2第1項の規定に基づく敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの制限の特例に係る許可の申請に対する審査	1件につき	160,000円
35 法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	1件につき	120,000円
36 法第85条第7項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	1件につき	160,000円
37 法第86条第1項の規定に基づく1の敷地とみなすことができる一団地内の1の建築物又は総合的設計による複数建築物に関する特例に係る認定の申請に対する審査	(1) 建築物の数が1又は2である場合	1件につき 78,000円
	(2) 建築物の数が3以上である場合	1件につき 78,000円に、2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えた額
38 法第86条第2項の規定に基づく一定の一団の土地の区域内における既存建築物を前提として総合的見地からした設計による複数建築物に関する特例に係る認定の申請に対する審査	(1) 建築物（既存建築物を除く。次号において同じ。）の数が1である場合	1件につき 78,000円
	(2) 建築物の数が2以上である場合	1件につき 78,000円に、1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えた額

39 法第86条第3項の規定に基づく1 の敷地とみなすことができる広い空地を 有する一団地内の1の建築物又は総合的 設計による複数建築物の各部分の高さ又 は容積率の制限の特例に係る許可の申請 に対する審査	(1) 建築物の数が 1又は2である 場合	1件につき	220,000 円
	(2) 建築物の数が 3以上である場 合	1件につき	220,000 円に、2を 超える建築物 の数に28, 000円を乗 じて得た額を 加えた額
40 法第86条第4項の規定に基づく広 い空地を有する一定の一団の土地の区域 内における既存建築物を前提として総合 的見地からした設計による複数建築物の 各部分の高さ又は容積率の制限の特例に 係る許可の申請に対する審査	(1) 建築物（既存 建築物を除く。 次号において同 じ。）の数が1 である場合	1件につき	220,000 円
	(2) 建築物の数が 2以上である場 合	1件につき	220,000 円に、1を 超える建築物 の数に28, 000円を乗 じて得た額を 加えた額
41 法第86条の2第1項の規定に基づ く公告認定対象区域内における一敷地内 認定建築物以外の建築物の位置及び構造 の認定の申請に対する審査	(1) 建築物（既存 建築物を除く。 次号において同 じ。）の数が1 である場合	1件につき	78,000 円
	(2) 建築物の数が 2以上である場 合	1件につき	78,000 円に、1を超 える建築物の 数に28,0 00円を乗じ て得た額を加 えた額
42 法第86条の2第2項の規定に基づ く広い空地を有する公告認定対象区域 内における一敷地内認定建築物以外の建 築物の各部分の高さ又は容積率の制限 の特例に係る許可の申請に対する審査	(1) 建築物（既存 建築物を除く。 次号において同 じ。）の数が1 である場合	1件につき	220,000 円

	(2) 建築物の数が2以上である場合	1件につき	220,000円に、1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えた額
43 法第86条の2第3項の規定に基づく公告許可対象区域内における一敷地内許可建築物以外の建築物に係る建築の許可の申請に対する審査	(1) 建築物（既存建築物を除く。次号において同じ。）の数が1である場合	1件につき	220,000円
	(2) 建築物の数が2以上である場合	1件につき	220,000円に、1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えた額
44 法第86条の5第1項の規定に基づく公告対象区域内の建築物に係る1の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消しの申請に対する審査		1件につき	6,400円に、現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加えた額
45 法第86条の6第2項の規定に基づく一団地の住宅施設に関する都市計画に定められた基準に適合する総合的設計による建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さの制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査		1件につき	27,000円
46 法第86条の8第1項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合における当該工事の全体計画の認定又は同条第3項の規定に基づく当該全体計画の変更の認定の申請に対する審査		1件につき	27,000円
47 法第87条の2第1項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合における当該工事の全体計画の認定又は同条第2項の規定に基づく当該全体計画の変更の認定の申請に対する審査		1件につき	27,000円
48 法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変		1件につき	120,000円

更して一時的に興行場等として使用する場合における許可の申請に対する審査		0円	
49 法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合における許可の申請に対する審査	1件につき	160,000円	
50 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この表において「令」という。）第137条の12第6項の規定による建築物の敷地と道路との関係に係る制限の緩和の認定の申請に対する審査	1件につき	27,000円	
51 令第137条の12第7項の規定による道路内における建築に係る制限の緩和の認定の申請に対する審査	1件につき	27,000円	
52 呉市桑畑・郷原特別工業地区建築条例（平成元年呉市条例第27号）第2条第2項の規定に基づく特別工業地区内における建築物の用途の制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	1件につき	180,000円	
53 呉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成10年呉市条例第29号。次項及び第55項において「条例」という。）第11条第1項の規定に基づく地区計画の区域内における敷地内に広い空地を有する建築物の容積率及び高さの制限の特例に係る許可の申請に対する審査	1件につき	160,000円	
54 条例第14条第1項の規定に基づく地区計画の区域内における公益上必要な建築物の用途の制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	1件につき	180,000円	
55 条例第14条第1項の規定に基づく地区計画の区域内における公益上必要な建築物の用途以外の制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	1件につき	160,000円	
56 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号に規定する自己の計算等による住宅の新築又は同法第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニ	新築住宅の床面積の合計	(1) 100平方メートル以下のもの	1件につき 6,200円
		(2) 100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	1件につき 8,600円
		(3) 500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき 13,000円
		(4) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	1件につき 37,000円

規定する中高層の耐火共同住宅の新築（敷地面積が1,000平方メートル以上の住宅の新築に限る。）が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査		方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの		円
		(5) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	1件につき	45,000円
		(6) 50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	60,000円
57 租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロに規定する自己の計算等による住宅の新築又は同法第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する中高層の耐火共同住宅の新築（敷地面積が1,000平方メートル未満の住宅の新築に限る。）が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	新築住宅の床面積の合計	(1) 100平方メートル以下のもの	1件につき	6,200円
		(2) 100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	1件につき	8,600円
		(3) 500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき	13,000円
		(4) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	1件につき	37,000円
		(5) 10,000平方メートルを超えるもの	1件につき	45,000円
58 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87	(1) 建築物の建て方・用途が一戸建ての住宅である場合	建築物1棟につき		51,000円 （確認書又は評価書を提出

号) 第5条第1項から第4項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画のうち住宅の新築に係る認定の申請又は当該計画の変更の認定の申請(同法第8条第1項の規定に基づく当該申請に限るものとし、同法第9条第1項及び第3項の規定に基づく当該申請は除く。)に対する審査	(2) 前号に掲げる場合以外の場合	建築物の床面積の合計	ア 50	建築物1棟につき	する場合は13,000円)	
			0平方メートル以下のもの		122,000円 (確認書又は評価書を提出する場合は25,000円)	
			イ 50		建築物1棟につき	195,000円 (確認書又は評価書を提出する場合は41,000円)
			0平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの			386,000円 (確認書又は評価書を提出する場合は69,000円)
			ウ 1,000			
000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの						

トル以 下のも の		
オ 5, 000 平方メ ートル を超え 10, 000 平方メ ートル 以下の もの	建築物1棟につき	1, 190, 000円 (確認書又は 評価書を提出 する場合は1 71, 000 円)
カ 1, 000 平方メ ートルを 超え2 0, 000 平方メ ートル以 下のも の	建築物1棟につき	2, 202, 000円 (確認書又は 評価書を提出 する場合は2 91, 000 円)
キ 2, 000 平方メ ートルを 超え3 0, 000 平方メ ートル以 下のも の	建築物1棟につき	3, 147, 000円 (確認書又は 評価書を提出 する場合は3 68, 000 円)
ク 3	建築物1棟につき	3, 856,

			0, 0 00平 方メー トルを 超える もの		000円 (確認書又は 評価書を提出 する場合は4 18, 000 円)
59 長期優良住宅 の普及の促進に関 する法律第5条第 1項から第4項ま での規定に基づく 長期優良住宅建築 等計画のうち住宅 の新築以外に係る 認定の申請若しく は当該計画の変更 の認定の申請(同 法第8条第1項の 規定に基づく当該 申請に限るものと し, 同法第9条第 1項及び第3項の 規定に基づく当該 申請は除く。), 同法第5条第5項 の規定に基づく長 期優良住宅建築等 計画の認定の申請 若しくは当該計画 の変更の認定の申 請又は同条第6項 若しくは第7項の 規定に基づく長期 優良住宅維持保全 計画の認定の申請 若しくは当該計画 の変更の認定に対 する審査	(1) 建築物の建て方・用途が一戸建ての住宅である場合			建築物1棟につき	77, 000 円 (確認書又は 評価書を提出 する場合は2 0, 000 円)
	(2) 前号に掲げる場合以外の場合	建 築 物 の 床 面 積 の 合 計	ア 50 0平方 メートル 以下の もの	建築物1棟につき	183, 00 0円 (確認書又は 評価書を提出 する場合は3 8, 000 円)
			イ 50 0平方 メートル を超 え1, 000 平方メ ートル 以下の もの	建築物1棟につき	293, 00 0円 (確認書又は 評価書を提出 する場合は6 2, 000 円)
			ウ 1, 000 平方メ ートル を超 え3, 0 00平 方メー トル以	建築物1棟につき	579, 00 0円 (確認書又は 評価書を提出 する場合は1 04, 000 円)

下のもの		
エ 3, 建築物1棟につき 000 平方メ ートル を超え 5, 0 00平 方メー トル以 下のもの		1, 038, 000円 (確認書又は 評価書を提出 する場合は1 68, 000 円)
オ 5, 建築物1棟につき 000 平方メ ートル を超え 10, 000 平方メ ートル 以下のもの		1, 785, 000円 (確認書又は 評価書を提出 する場合は2 57, 000 円)
カ 1 建築物1棟につき 0, 0 00平 方メー トルを 超え2 0, 0 00平 方メー トル以 下のもの		3, 304, 000円 (確認書又は 評価書を提出 する場合は4 36, 000 円)
キ 2 建築物1棟につき 0, 0 00平		4, 721, 000円 (確認書又は

			方メー トルを 超え3 0,0 00平 方メー トル以 下のも の		評価書を提出 する場合は5 53,000 円)
			ク 3 0,0 00平 方メー トルを 超える もの	建築物1棟につき	5,784, 000円 (確認書又は 評価書を提出 する場合は6 28,000 円)
60 長期優良住宅	建築物の床面積の合 の普及の促進に関計（大規模の修繕， する法律第6条第 2項（同法第8条 第2項の規定にお いて準用する場合 を含む。）又は高 う。）をする場合又 齢者，障害者等の 移動等の円滑化の 促進に関する法律 （平成18年法律 第91号）第17 条第4項（同法第 18条第2項の規 定において準用す る場合を含む。） の増加する部分を 加えた面積とする。） 長期優良住宅建築等 計画又は特定建築 物の建築等及び維 持保全の計画が法 第6条第1項に規 定する建築基準関	建築物の床面積の合 の普及の促進に関計（大規模の修繕， する法律第6条第 2項（同法第8条 第2項の規定にお いて準用する場合 を含む。）又は高 う。）をする場合又 齢者，障害者等の 移動等の円滑化の 促進に関する法律 （平成18年法律 第91号）第17 条第4項（同法第 18条第2項の規 定において準用す る場合を含む。） の増加する部分を 加えた面積とする。） 長期優良住宅建築等 計画又は特定建築 物の建築等及び維 持保全の計画が法 第6条第1項に規 定する建築基準関	(1) 30平方メー トル以下のもの	1件につき	8,000円
			(2) 30平方メー トルを超え10 0平方メートル 以下のもの	1件につき	19,000 円
			(3) 100平方メ ートルを超え2 00平方メート ル以下のもの	1件につき	30,000 円
			(4) 200平方メ ートルを超え3 00平方メート ル以下のもの	1件につき	34,000 円
			(5) 300平方メ ートルを超え5 00平方メート ル以下のもの	1件につき	35,000 円
			(6) 500平方メ ートルを超え 1,000平方 メートル以下の もの	1件につき	49,000 円

<p>係規定に適合するかどうかの審査又は通知（次項において「基準適合審査等」という。）を受ける旨の申出（次項において「当該申出」という。）がなされた場合の審査</p>		(7) 1,000平方メートルを超える2,000平方メートル以下のもの	1件につき	68,000円
		(8) 2,000平方メートルを超える10,000平方メートル以下のもの	1件につき	200,000円
		(9) 10,000平方メートルを超える50,000平方メートル以下のもの	1件につき	330,000円
		(10) 50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	630,000円
<p>6 1 前項の場合において、当該申出に基づき基準適合審査等をする際に、法第6条の3の規定による構造計算適合性判定が必要となるときの当該構造計算適合性判定に係る審査</p>	<p>当該構造計算適合性判定を行う部分の床面積の合計（既存建築物の一部を含んで、法第6条の3構造計算適合性判定を行う場合にあっては当該既存建築物の部分の床面積を加えたものとし、確認を受けた計画を変更して建築する場合にあっては当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定を必要とする部分の床面積の合計とする。）</p>	(1) 1,000平方メートル以下のもの	1件につき（当該建築物がエクステンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接する部分を有する場合、当該部分ごとに分割して別個の建築物とみなし、当該別個とみなす建築物1件につき。以下この項において同じ。）	209,000円 （法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下この項において「大臣認定プログラム」という。）によるものについては187,000円）
		(2) 1,000平方メートルを超える2,000平方メートル以下のもの	1件につき	238,000円 （大臣認定プログラムによるものについては187,000円）

		のもの		るものについては212,000円)
		(3) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	1件につき	366,000円 (大臣認定プログラムによるものについては321,000円)
		(4) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	1件につき	471,000円 (大臣認定プログラムによるものについては411,000円)
		(5) 50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	685,000円 (大臣認定プログラムによるものについては591,000円)
6 2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく認定長期優良住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査		1件につき	160,000円
6 3	マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第105条第1項の規定に基づく建築物の容積率の制限の特例に係る許可の申請に対する審査		1件につき	160,000円

備考

- 1 建築物に昇降機が含まれる場合のこの表第1項から第3項までに規定する審査に係る手数料の額は、これらの項の手数料を徴収する事務の欄に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の欄に定める額に昇降機確認手数料(小荷物専用の昇降機については1基につき9,000円とし、小荷物専用の昇降機を除く昇降機については1基につき20,000円とする。以下この表において同じ。)を加えた額とする。ただし、これらの審査が昇降機に係る部分のみの審査である場合の当該手数料の額は、昇降機確認手数料と同額とする。

2 建築物に昇降機が含まれる場合のこの表第5項から第8項までに規定する審査に係る手数料の額は、これらの項の手数料を徴収する事務の欄に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の欄に定める額に昇降機検査手数料（小荷物専用の昇降機については1基につき13,000円とし、小荷物専用の昇降機を除く昇降機については1基につき22,000円とする。以下この表において同じ。）を加えた額とする。ただし、これらの審査が昇降機に係る部分のみの審査である場合の当該手数料の額は、昇降機検査手数料と同額とする。

3 「確認書」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下この表から別表第6の3までにおいて「品確法」という。）第6条の2第3項の確認書（当該確認書の写しを含む。）をいう。

4 「評価書」とは、品確法第6条の2第4項の規定により確認の結果が記載された住宅性能評価書（当該住宅性能評価書の写しを含む。）をいう。

別表第6の2（第2条関係）

低炭素建築物関係

手数料を徴収する事務	手数料の額	
1 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	(1) 低炭素建築物新築等計画により新築又は増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは空気調和設備その他の建築設備の設置若しくは改修（以下この項において「建築等」という。）をしようとする住宅が一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。）の場合	37,000円 （適合証又は住宅性能評価書を提出する場合にあっては5,000円、誘導仕様基準に適合させる場合にあっては19,000円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては28,000円）
	(2) 低炭素建築物新築等計画により建築等をしようとする建築物が一戸建ての住宅以外の場合にあっては、当該建築物の住戸数のアからケまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額、当該建築物の住宅に係る共用部分（以下この表において「共用部分」という。）の	ア 住戸数が1のもの 37,000円 （適合証又は住宅性能評価書を提出する場合にあっては5,000円、誘導仕様基準に適合させる場合にあっては19,000円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあ

<p>床面積の合計のニからソまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額、当該建築物の工場、畜舎、自動車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類する用途に供する部分（以下この表において「工場部分」という。）の床面積の合計のタからナまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額並びに当該建築物の住戸、共用部分及び工場部分以外の部分（以下この表において「非住宅部分」という。）の床面積の合計のヒからヒまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額</p>	イ 住戸数が2以上5以下のもの	<p>つては28,000円)</p> <p>75,000円 (適合証又は住宅性能評価書を提出する場合にあっては10,000円、誘導仕様基準に適合させる場合にあっては36,000円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては55,000円)</p>
	ウ 住戸数が6以上10以下のもの	<p>106,000円 (適合証又は住宅性能評価書を提出する場合にあっては17,000円、誘導仕様基準に適合させる場合にあっては52,000円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては78,000円)</p>
	エ 住戸数が11以上25以下のもの	<p>148,000円 (適合証又は住宅性能評価書を提出する場合にあっては29,000円、誘導仕様基準に適合させる場合にあっては74,000円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては111,000円)</p>
	オ 住戸数が26以上50以下	213,000円

のもの	(適合証又は住宅性能評価書を提出する場合にあっては49,000円, 誘導仕様基準に適合させる場合にあっては112,000円, 誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては162,000円)
カ 住戸数が51以上100以下のもの	306,000円 (適合証又は住宅性能評価書を提出する場合にあっては87,000円, 誘導仕様基準に適合させる場合にあっては170,000円, 誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては237,000円)
キ 住戸数が101以上200以下のもの	414,000円 (適合証又は住宅性能評価書を提出する場合にあっては138,000円, 誘導仕様基準に適合させる場合にあっては242,000円, 誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては327,000円)
ク 住戸数が201以上300以下のもの	543,000円 (適合証又は住宅性能評価書を提出する場合にあっては17

	5,000円, 誘導仕様基準に適合させる場合にあつては312,000円, 誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては427,000円)
ケ 住戸数が300を超えるもの	637,000円 (適合証又は住宅性能評価書を提出する場合にあつては186,000円, 誘導仕様基準に適合させる場合にあつては355,000円, 誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては496,000円)
コ 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以下のもの	119,000円 (適合証又は住宅性能評価書を提出する場合は10,000円)
サ 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	196,000円 (適合証又は住宅性能評価書を提出する場合は29,000円)
シ 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	305,000円 (適合証又は住宅性能評価書を提出する場合は87,000円)
ス 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	391,000円 (適合証又は住宅性能評価書を提出する場合は138,000円)

	0円)
セ 共用部分の床面積の合計が 10,000平方メートルを 超え25,000平方メート ル以下のもの	468,000円 (適合証又は住宅性 能評価書を提出する 場合は175,00 0円)
ソ 共用部分の床面積の合計が 25,000平方メートルを 超えるもの	545,000円 (適合証又は住宅性 能評価書を提出する 場合は218,00 0円)
タ 工場部分の床面積の合計が 300平方メートル以下のも の	168,000円 (適合証を提出する 場合は10,000 円)
チ 工場部分の床面積の合計が 300平方メートルを超え 2,000平方メートル以下 のもの	269,000円 (適合証を提出する 場合は29,000 円)
ツ 工場部分の床面積の合計が 2,000平方メートルを超 え5,000平方メートル以 下のもの	400,000円 (適合証を提出する 場合は87,000 円)
テ 工場部分の床面積の合計が 5,000平方メートルを超 え10,000平方メートル 以下のもの	501,000円 (適合証を提出する 場合は138,00 0円)
ト 工場部分の床面積の合計が 10,000平方メートルを 超え25,000平方メート ル以下のもの	594,000円 (適合証を提出する 場合は175,00 0円)
ナ 工場部分の床面積の合計が 25,000平方メートルを 超えるもの	686,000円 (適合証を提出する 場合は218,00 0円)
ニ 非住宅部分の床面積の合計 が300平方メートル以下の もの	262,000円 (適合証を提出する 場合は10,000 円)

		<p>ヌ 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの</p> <p>ネ 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの</p> <p>ノ 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの</p> <p>ハ 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの</p> <p>ヒ 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>418,000円 (適合証を提出する場合は29,000円)</p> <p>595,000円 (適合証を提出する場合は87,000円)</p> <p>729,000円 (適合証を提出する場合は138,000円)</p> <p>859,000円 (適合証又は住宅性能評価書を提出する場合は175,000円)</p> <p>981,000円 (適合証又は住宅性能評価書を提出する場合は218,000円)</p>
2 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	(1) 低炭素建築物新築等計画を変更しようとする住宅が一户建ての住宅の場合		<p>18,500円 (適合証又は住宅性能評価書を提出する場合には2,500円, 誘導仕様基準に適合させる場合には9,500円, 誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合には14,000円)</p>
	(2) 低炭素建築物新築等計画を変更しようとする建築物が一户建ての住宅以外の場合にあっては, 当該建築物の住戸数(既に当該計画の認定を受けた住戸で変更し	ア 住戸数が1のもの	

ない住戸を含む。)のアからケまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額、当該建築物の共用部分の床面積の合計(既に当該計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。)のイからロまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額、当該建築物の工場部分の床面積の合計(既に当該計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。)のタからナまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額及び当該建築物の非住宅部分の床面積の合計(既に当該計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。)のニからヒまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額

イ 住戸数が2以上5以下のもの

ウ 住戸数が6以上10以下のもの

エ 住戸数が11以上25以下のもの

合にあつては9,500円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては14,000円)

37,500円
(適合証又は住宅性能評価書を提出する場合にあつては5,000円、誘導仕様基準に適合させる場合にあつては18,000円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては27,500円)

53,000円
(適合証又は住宅性能評価書を提出する場合にあつては8,500円、誘導仕様基準に適合させる場合にあつては26,000円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては39,000円)

74,000円
(適合証又は住宅性能評価書を提出する場合にあつては14,500円、誘導仕様基準に適合させる場合にあつては37,000円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合に

	あつては55,500円)
オ 住戸数が26以上50以下のもの	106,500円 (適合証又は住宅性能評価書を提出する場合にあつては24,500円, 誘導仕様基準に適合させる場合にあつては56,000円, 誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては81,000円)
カ 住戸数が51以上100以下のもの	153,000円 (適合証又は住宅性能評価書を提出する場合にあつては43,500円, 誘導仕様基準に適合させる場合にあつては85,000円, 誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては118,500円)
キ 住戸数が101以上200以下のもの	207,000円 (適合証又は住宅性能評価書を提出する場合にあつては69,000円, 誘導仕様基準に適合させる場合にあつては121,000円, 誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては163,500円)
ク 住戸数が201以上300	271,500円

以下のもの	(適合証又は住宅性能評価書を提出する場合にあっては87,500円,誘導仕様基準に適合させる場合にあっては156,000円,誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては213,500円)
ケ 住戸数が300を超えるもの	318,500円 (適合証又は住宅性能評価書を提出する場合にあっては93,000円,誘導仕様基準に適合させる場合にあっては177,500円,誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては248,000円)
コ 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以下のもの	59,500円 (適合証又は住宅性能評価書を提出する場合は5,000円)
サ 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	98,000円 (適合証又は住宅性能評価書を提出する場合は14,500円)
シ 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	152,500円 (適合証又は住宅性能評価書を提出する場合は43,500円)
ス 共用部分の床面積の合計が	195,500円

5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	(適合証又は住宅性能評価書を提出する場合は69,000円)
セ 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの	234,000円 (適合証又は住宅性能評価書を提出する場合は87,500円)
ソ 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	272,500円 (適合証又は住宅性能評価書を提出する場合は109,000円)
タ 工場部分の床面積の合計が300平方メートル以下のもの	84,000円 (適合証を提出する場合は5,000円)
チ 工場部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	134,500円 (適合証を提出する場合は14,500円)
ツ 工場部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	200,000円 (適合証を提出する場合は43,500円)
テ 工場部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	250,500円 (適合証を提出する場合は69,000円)
ト 工場部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの	297,000円 (適合証を提出する場合は87,500円)
ナ 工場部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	343,000円 (適合証を提出する場合は109,000円)
ニ 非住宅部分の床面積の合計	131,000円

		が300平方メートル以下のもの	(適合証を提出する場合は5,000円)		
		ヌ 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	209,000円 (適合証を提出する場合は14,500円)		
		ネ 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	297,500円 (適合証を提出する場合は43,500円)		
		ノ 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	364,500円 (適合証を提出する場合は69,000円)		
		ハ 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの	429,500円 (適合証又は住宅性能評価書を提出する場合は87,500円)		
		ヒ 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	490,500円 (適合証又は住宅性能評価書を提出する場合は109,000円)		
3	法第54条第2項	建築物の床面積の合計(大規模の修繕,大規模の模様替	(1) 30平方メートル以下のもの	1件につき	8,000円
	法第55条第2項	若しくは用途の変更(以下この項において「修繕等」という。)をする場合又は確認を受けて準用する	(2) 30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	1件につき	19,000円
	法第55条第2項	受けた計画を変更して建築等	(3) 100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	1件につき	30,000円
	法第55条第2項	をする場合は,当該修繕等又は計画変更に係る部分の床面積の合計(床面積の増加する低炭素建築部分を除く。)の2分の1に	(4) 200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	1件につき	34,000円
	法第55条第2項	物新築等計画が建築基			
	法第6条第1項に規	た面積とする。)			

<p>定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査（次項において「基準適合審査」という。）を受ける旨の申出（次項において「当該申出」という。）がなされた場合の審査</p>		(5) 300平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	1件につき	35,000円	
		(6) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件につき	49,000円	
		(7) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき	68,000円	
		(8) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	1件につき	200,000円	
		(9) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	1件につき	330,000円	
		(10) 50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	630,000円	
4	<p>前項の場合において当該構造計算適合性判定を行う部分の床面積の合計（既存建築物の一部を含んで構造計算適合性判定を行う場合にあっては当該既存建築物の部分の床面積を加えるものとし、建築基準法第6条第3の規定による構造計算適合性判定が必要となる際の当該構造計算適合性</p>	<p>当該構造計算適合性判定を行う部分の床面積の合計（既存建築物の一部を含んで構造計算適合性判定を行う場合にあっては当該既存建築物の部分の床面積を加えるものとし、確認を受けた計画を変更して建築する場合は当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定を必要とする部分の床面積の合計とする。）</p>	<p>(1) 1,000平方メートル以下のもの</p>	<p>1件につき （当該建築物がエキスパンションジョイントの他の相互に応力をもつて接する部分を有する場合は、当該部分ごとに分割して別個の建築</p>	<p>209,000円 （建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下この項において「大臣認定プログラム」という。）によるものについては、187,000円）</p>

判定に係る 審査		物とみなし、当該別個とみなす建築物1件につき。以下この項において同じ。）	
	(2) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき	238,000円 (大臣認定プログラムによるものについては212,000円)
	(3) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	1件につき	366,000円 (大臣認定プログラムによるものについては321,000円)
	(4) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	1件につき	471,000円 (大臣認定プログラムによるものについては411,000円)
	(5) 50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	685,000円 (大臣認定プログラムによるものについては591,000円)

備考

- 「適合証」とは、低炭素建築物新築等計画（認定を受けた当該計画を変更しようとする場合においては、変更後の低炭素建築物新築等計画）について技術審査機関（低炭素建築物新築等計画の認定を受けようとする建築物が、住宅のみの用途に供する場合にあっては登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この表及び次表において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）とし、住宅以外の建築物の場合（住宅と住宅以外の用途が混在する建築物の場合を含む。）にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関とする。）が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書

類をいう。

2 「住宅性能評価書」とは、品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合していることを示すものに限る。）の写しをいう。

3 「誘導仕様・計算併用基準」とは、基準省令第10条第2号イ(2)及び第10条第2号ロ(1)に適合させる場合又は基準省令第10条第2号イ(1)及び第10条第2号ロ(2)に適合させる場合の基準をいう。

別表第6の3（第2条関係）

建築物省エネ法関係

手数料を徴収する事務	手数料の額		
1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この表において「法」という。）第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定	(1) 特定建築行為（法第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。以下この表において同じ。）をしようとする建築物が一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。）の場合にあつては、当該建築物の床面積の合計のア及びイに掲げる区分に応じ当該区分に定める額	ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	37,000円 （仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあつては19,000円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては28,000円）
		イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	41,000円 （仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあつては20,000円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては31,000円）
	(2) 特定建築行為をしようとする建築物が前号に掲げる建築物以外の住宅の場合にあつては、当該建築物の住宅部分（仕様基準に適合させる場合にあつては、基準省令第1条第1項第2号に規定する住宅部分、誘導仕様基準に適合させる場合に	ア 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	75,000円 （仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあつては36,000円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては55,000円）
		イ 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	125,000円 （仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場

あつては、基準省令第10条第1項第2号に規定する住宅部分をいう。以下この項、次項及び第7項において同じ。)の床面積(基準省令第4条第3項第2号又は第13条第3項第2号に規定する数値による評価により認定を受けようとする場合にあっては、住戸の部分のみの床面積。以下この項、次項及び第7項において同じ。)の合計のアからエまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額、工場等部分の床面積の合計のオからサまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額及び当該建築物の工場等以外の部分の床面積の合計のシからツまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額

		合にあつては62,000円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては93,000円)
ウ	住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	213,000円(仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあっては112,000円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては162,000円)
エ	住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	306,000円(仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあっては170,000円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては237,000円)
オ	工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	25,000円(基準省令第1条第1項第1号ロの基準(以下この表において「モデル建築物消費性能基準」という。))に適合させる場合は20,000円)
カ	工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	33,000円(モデル建築物消費性能基準に適合させる場合は29,000円)
キ	工場等部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	47,000円(モデル建築物消費性能基準に適合させる場合は41,000円)
ク	工場等部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上	111,000円(モデル建築物消費性

5,000平方メートル未満のもの	能基準に適合させる場合は103,000円)
ケ 工場等部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	164,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合させる場合は156,000円)
コ 工場等部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	202,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合させる場合は194,000円)
サ 工場等部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	250,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合させる場合は240,000円)
シ 工場等以外の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	247,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合させる場合は95,000円)
ス 工場等以外の部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	310,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合させる場合は120,000円)
セ 工場等以外の部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	400,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合させる場合は159,000円)
ソ 工場等以外の部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	571,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合させる場合は257,000円)
タ 工場等以外の部分の床面積の合計が5,000平方メートル	704,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合させる場合は257,000円)

		以上10,000平方メートル未満のもの	能基準に適合させる場合は335,000円)
		チ 工場等以外の部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	832,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合させる場合は403,000円)
		ツ 工場等以外の部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	949,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合させる場合は473,000円)
2 法第11条第2項又は第12条第3項の規定による変更した建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	(1) 建築物エネルギー消費性能確保計画を変更して特定建築行為をしようとする建築物が一戸建ての住宅の場合にあっては、当該建築物の床面積の合計の及びイに掲げる区分に応じ当該区分に定める額	ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,500円 (仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあっては9,500円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては14,000円)
		イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	20,500円 (仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあっては10,000円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては15,500円)
	(2) 建築物エネルギー消費性能確保計画を変更して特定建築行為をしようとする建築物が前号に掲げる建築物以外の住宅の場合にあっては、当該建築物の住宅部分の床面積の合計の アからエまでに掲げる区分に応じ当該区分に	ア 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	37,500円 (仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあっては18,000円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては27,500円)
	イ 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	62,500円 (仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあっては32,500円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては40,000円)	

<p>定める額、工場等部分の床面積の合計のオからサまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額及び当該建築物の工場等以外の部分の床</p>	<p>0平方メートル未満のもの</p>	<p>様基準に適合させる場合にあっては31,000円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては46,500円)</p>
<p>面積の合計のシからツまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額</p>	<p>ウ 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	<p>106,500円(仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあっては56,000円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては81,000円)</p>
	<p>エ 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</p>	<p>153,000円(仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあっては85,000円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては118,500円)</p>
	<p>オ 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>12,500円(モデル建築物消費性能基準に適合させる場合は10,000円)</p>
	<p>カ 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</p>	<p>16,500円(モデル建築物消費性能基準に適合させる場合は14,500円)</p>
	<p>キ 工場等部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	<p>23,500円(モデル建築物消費性能基準に適合させる場合は20,500円)</p>
	<p>ク 工場等部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	<p>55,500円(モデル建築物消費性能基準に適合させる場合は51,500円)</p>
	<p>ケ 工場等部分の床面積の合計が</p>	<p>82,000円</p>

5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	(モデル建築物消費性能基準に適合させる場合は78,000円)
コ 工場等部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	101,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合させる場合は97,000円)
サ 工場等部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上	125,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合させる場合は120,000円)
シ 工場等以外の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	123,500円 (モデル建築物消費性能基準に適合させる場合は47,500円)
ス 工場等以外の部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	155,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合させる場合は60,000円)
セ 工場等以外の部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	200,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合させる場合は79,500円)
ソ 工場等以外の部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	285,500円 (モデル建築物消費性能基準に適合させる場合は128,500円)
タ 工場等以外の部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	352,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合している場合は167,500円)
チ 工場等以外の部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	416,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合させる場合は201,500円)

		ツ 工場等以外の部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	474,500円 (モデル建築物消費性能基準に適合させる場合は236,500円)
3 法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画により新築又は増築、改築若しくは修繕等(以下この項において「新築等」という。)をしようとする建築物が一戸建ての住宅の場合にあつては、当該建築物の床面積の合計のア及びイに掲げる区分に応じ当該区分に定める額	ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	37,000円 (誘導仕様基準に適合させる場合にあつては19,000円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては28,000円とし、これらにかかわらず誘導基準適合図書を提出する場合にあつては5,000円)
		イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	41,000円 (誘導仕様基準に適合させる場合にあつては20,000円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては31,000円とし、これらにかかわらず誘導基準適合図書を提出する場合にあつては5,000円)
	(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画により新築等をしようとする建築物が前号に掲げる建築物以外の場合にあつては、当該建築物の住宅部分(基準省令第10条第1項第2号に規定する住宅部分をいう。以下この項及び次項において同じ。)の床面積(基準省令第1	ア 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	75,000円 (誘導仕様基準に適合させる場合にあつては36,000円、誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては55,000円とし、これらにかかわらず誘導基準適合図書を提出する場合にあつては10,000円)
	イ 住宅部分の床面積の合計が3	125,000円	

3条第3項第2号に規定する数値による評価により認定を受けようとする場合は住戸の部分のみの床面積。以下この項及び次項において同じ。)の合計のオからエまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額及び当該建築物の住宅部分以外の部分(以下この表において「非住宅部分」という。)の床面積の合計のオからサまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額

00平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

(誘導仕様基準に適合させる場合にあつては62,000円,誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては93,000円とし,これらにかかわらず誘導基準適合図書を提出する場合にあつては22,000円)

ウ 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

213,000円
(誘導仕様基準に適合させる場合にあつては112,000円,誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては162,000円とし,これらにかかわらず誘導基準適合図書を提出する場合にあつては49,000円)

エ 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの

306,000円
(誘導仕様基準に適合させる場合にあつては170,000円,誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては237,000円とし,これらにかかわらず誘導基準適合図書を提出する場合にあつては87,000円)

オ 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

247,000円
(非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合させる場合又は基準省令第1条第1項第1

	号ロ及び第10条第1号イ(2)の基準に適合させる場合(以下この表において「モデル建築物誘導基準等に適合させる場合」という。)にあっては95,000円とし、これらにかかわらず誘導基準適合図書を提出する場合にあっては10,000円)
カ 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	310,000円 (モデル建築物誘導基準等に適合させる場合 にあっては120,000円とし、これらにかかわらず誘導基準適合図書を提出する場合 にあっては18,000円)
キ 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	400,000円 (モデル建築物誘導基準等に適合させる場合 にあっては159,000円とし、これらにかかわらず誘導基準適合図書を提出する場合 にあっては29,000円)
ク 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	571,000円 (モデル建築物誘導基準等に適合させる場合 にあっては257,000円とし、これらにかかわらず誘導基準適合図書を提出する場合 にあっては87,000円)

		ケ 非住宅部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上1 0,000平方メートル未満の もの	704,000円 (モデル建築物誘導基 準等に適合させる場合 にあっては335,0 00円とし,これらに かかわらず誘導基準適 合図書を提出する場合 にあっては138,0 00円)
		コ 非住宅部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 のもの	832,000円 (モデル建築物誘導基 準等に適合させる場合 にあっては403,0 00円とし,これらに かかわらず誘導基準適 合図書を提出する場合 にあっては175,0 00円)
		サ 非住宅部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上 のもの	949,000円 (モデル建築物誘導基 準等に適合させる場合 にあっては473,0 00円とし,これらに かかわらず誘導基準適 合図書を提出する場合 にあっては218,0 00円)
(3) 法第29条第3項各号に掲げる事項を記載しようとする建築物エネルギー消費 性能向上計画については,当該計画に係る建築物1棟ごとに第1号及び前号に掲 げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額			
4 法第31 条第1項の 規定による 建築物エネ ルギー消費 性能向上計 画の変更の 認定の申請 に対する審	(1) 建築物エネルギー消 費性能向上計画を変更 しようとする建築物が 一戸建ての住宅の場合 にあっては,当該建築 物の床面積の合計のア 及びイに掲げる区分に 応じ当該区分に定める 額	ア 床面積の合計が200平方メ ートル未満のもの	18,500円 (誘導仕様基準に適合 させる場合にあっては 9,500円,仕様・ 計算併用基準に適合さ せる場合にあっては1 4,000円とし,これ らにかかわらず誘導 基準適合図書を提出す

査

		る場合にあつては2,500円)
	イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	20,500円 (誘導仕様基準に適合させる場合にあつては10,000円,仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては15,500円とし,これらにかかわらず誘導基準適合図書を提出する場合にあつては2,500円)
(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画を変更しようとする建築物が前号に掲げる建築物以外の場合にあつては,当該建築物の住宅部分の床面積の合計のアからエまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額及び当該建築物の非住宅部分の床面積の合計のオからサまでに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を合算した額	ア 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	37,500円 (誘導仕様基準に適合させる場合にあつては18,000円,誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては27,500円とし,これらにかかわらず誘導基準適合図書を提出する場合にあつては5,000円)
	イ 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	62,500円 (誘導仕様基準に適合させる場合にあつては31,000円,誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては46,500円とし,これらにかかわらず誘導基準適合図書を提出する場合にあつては11,000円)
	ウ 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	106,000円 (誘導仕様基準に適合させる場合にあつては56,000円,誘導

	仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては81,000円とし、これらにかかわらず誘導基準適合図書を提出する場合にあつては24,500円)
エ 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	153,000円 (誘導仕様基準に適合させる場合にあつては85,000円, 誘導仕様・計算併用基準に適合させる場合にあつては118,500円とし、これらにかかわらず誘導基準適合図書を提出する場合にあつては43,500円)
オ 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	123,500円 (モデル建築物誘導基準等に適合させる場合にあつては47,500円とし、これらにかかわらず誘導基準適合図書を提出する場合にあつては5,000円)
カ 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	155,000円 (モデル建築物誘導基準等に適合させる場合にあつては60,000円とし、これらにかかわらず誘導基準適合図書を提出する場合にあつては9,000円)
キ 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	200,000円 (モデル建築物誘導基準等に適合させる場合

もの	<p>にあつては79,500円とし、これらにかかわらず誘導基準適合図書を提出する場合にはあつては14,500円)</p>
<p>ク 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	<p>285,500円 (モデル建築物誘導基準等に適合させる場合にはあつては128,500円とし、これらにかかわらず誘導基準適合図書を提出する場合にはあつては43,500円)</p>
<p>ケ 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p>	<p>352,000円 (モデル建築物誘導基準等に適合させる場合にはあつては167,500円とし、これらにかかわらず誘導基準適合図書を提出する場合にはあつては69,000円)</p>
<p>コ 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p>	<p>416,000円 (モデル建築物誘導基準等に適合させる場合にはあつては201,500円とし、これらにかかわらず誘導基準適合図書を提出する場合にはあつては87,500円)</p>
<p>サ 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</p>	<p>474,500円 (モデル建築物誘導基準等に適合させる場合にはあつては236,500円とし、これらにかかわらず誘導基準適</p>

				合図書を提出する場合 にあつては109,000円)
	(3) 法第29条第3項各号に掲げる事項が記載された建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項において「複数建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）を変更しようとする場合又は建築物エネルギー消費性能向上計画を複数建築物エネルギー消費性能向上計画に変更しようとする場合にあつては、ア及びイで定める額を合算した額	ア 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画又は複数建築物エネルギー消費性能向上計画における建築物に変更の事由が生じる場合にあつては、変更の事由が生じる建築物1棟ごとに第1号及び前号に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を合算した額		
		イ 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画又は複数建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに法第29条第3項各号に掲げる事項を記載しようとする場合にあつては、当該記載に係る建築物1棟ごとに前項第1号及び前号に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を合算した額		
5	法第30条第2項（法第31条第2項の規定において「修繕等」という。）を準用する場合又は確認を受けた計画を変更して建築する場合は、当該修繕等又は計画変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査（次	(1) 30平方メートル以下のもの	1件につき	8,000円
		(2) 30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	1件につき	19,000円
		(3) 100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	1件につき	30,000円
		(4) 200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	1件につき	34,000円
		(5) 300平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	1件につき	35,000円
		(6) 500平方メートルを超え	1件につき	49,000円

項において「基準適合審査」という。)を受ける旨の申出(次項において「当該申出」という。)がなされた場合の審査		1,000平方メートル以下のもの		
		(7) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき	68,000円
		(8) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	1件につき	200,000円
		(9) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	1件につき	330,000円
		(10) 50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	630,000円
6 前項の場合において、当該申出に基づき基準適合審査をする際は、建築基準法第6条の3の規定による構造計算適合性判定が必要となる場合の当該構造計算適合性判定に係る審査	当該構造計算適合性判定を行う部分の床面積の合計(既存建築物の一部を含んで構造計算適合性判定を行う場合にあっては当該既存建築物の部分の床面積を加えるものとし、確認を受けた計画を変更して建築する場合にあっては当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定を必要とする部分の床面積の合計とする。)	(1) 1,000平方メートル以下のもの	1件につき (当該建築物がエキスパンションジョイントその他の交通大臣の認定を受け相互に応力をたプログラム(以下こ伝えない構造の項において「大臣認定プログラム」という。)によるものにつする場合は、当該部分ごとに分割して別個の建築物とみなし、当該別個とみなす建築物1件につき。以下この項において	209,000円 (建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム(以下こ伝えない構造の項において「大臣認定プログラム」という。)によるものについては、187,000円)

			同じ。)	
		(2) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき	238,000円 (大臣認定プログラムによるものについては212,000円)
		(3) 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	1件につき	366,000円 (大臣認定プログラムによるものについては321,000円)
		(4) 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	1件につき	471,000円 (大臣認定プログラムによるものについては411,000円)
		(5) 50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	685,000円 (大臣認定プログラムによるものについては591,000円)
7 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第13条の規定による同令第5条(同令第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の軽微な変更	(1) 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更をしようとする建築物が一戸建ての住宅の場合にあっては、当該建築物の床面積の合計のア及びイに掲げる区分に応じ当該区分に定める額	ア	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,500円 (仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあっては9,500円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては14,000円)
		イ	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	20,500円 (仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあっては10,000円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては15,500円)
	(2) 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更をしようとする	ア	住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	37,500円 (仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場

<p>(以下この項において「軽微な変更」という。)に該当していることを証する書面の交付</p>	<p>建築物が前号に掲げる建築物以外の住宅の場合にあっては、当該建築物の住宅部分の床面積の合計のアからエまでに掲げる区分に応じ</p>	<p>合にあっては18,000円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては27,500円)</p>
	<p>イ 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	<p>62,500円 (仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあっては31,000円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては46,500円)</p>
	<p>ウ 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	<p>106,500円 (仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあっては56,000円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては81,000円)</p>
	<p>エ 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</p>	<p>153,000円 (仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる場合にあっては85,000円、仕様・計算併用基準に適合させる場合にあっては118,500円)</p>
	<p>オ 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>12,500円 モデル建築物消費性能基準に適合させる場合は10,000円)</p>
	<p>カ 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</p>	<p>16,500円 (モデル建築物消費性能基準に適合させる場合は14,500円)</p>
	<p>キ 工場等部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上</p>	<p>23,500円 (モデル建築物消費性</p>

2,000平方メートル未満のもの	能基準に適合させる場合は20,500円)
ク 工場等部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	55,500円 (モデル建築物消費性能基準に適合させる場合は51,500円)
ケ 工場等部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	82,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合させる場合は78,000円)
コ 工場等部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	101,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合させる場合は97,000円)
サ 工場等部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	125,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合させる場合は120,000円)
シ 工場等以外の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	123,500円 (モデル建築物消費性能基準に適合させる場合は47,500円)
ス 工場等以外の部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	155,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合させる場合は60,000円)
セ 工場等以外の部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	200,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合させる場合は79,500円)
ソ 工場等以外の部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	285,500円 (モデル建築物消費性能基準に適合させる場合は128,500円)
タ 工場等以外の部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル	352,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合している)

	未満のもの	場合は167,500円)
チ	工場等以外の部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	416,000円 (モデル建築物消費性能基準に適合させる場合は201,500円)
ツ	工場等以外の部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	474,500円 (モデル建築物消費性能基準に適合させる場合は236,500円)

備考

- 1 「工場等部分」とは、工場、倉庫その他エネルギー消費量に関してこれらに類するものとして、次に掲げる用途に供する部分をいう。
 - (1) 卸売市場
 - (2) 火葬場
 - (3) その他エネルギー消費量に関して前2号に類するもの
- 2 「仕様・計算併用基準」とは、基準省令第1条第1項第2号イ(2)若しくは第10条第2号イ(2)及び第1条第1項第2号ロ(1)若しくは第10条第2号ロ(1)に適合させる場合又は基準省令第1条第1項第2号イ(1)若しくは第10条第2号イ(1)及び第1条第1項第2号ロ(2)若しくは第10条第2号ロ(2)に適合させる場合の基準をいう。
- 3 「誘導基準適合図書」とは、次に掲げる書類等をいう。
 - (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画（認定を受けた当該計画を変更しようとする場合においては、変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画）について技術審査機関（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けようとする建築物が、住宅のみの用途に供する場合にあつては登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関とし、住宅以外の建築物の場合（住宅と住宅以外の用途が混在する建築物の場合を含む。）にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関とする。以下この表において同じ。）が作成した法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類
 - (2) 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等級の等級4及び一次エネルギー消費量等級の等級5（当該建築物が法施行の際現に存する場合にあつては等級4を含む。）に適合していることを示すものに限る。）を交付された場合にあつては、当該評価書の写し

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律及び建築基準法の一部改正等に
に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。